



2023年11月14日

各 位

会 社 名：コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証プライム)
代表者名：代表取締役社長 山田 茂
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長 伊達 英理子
電話番号：03-3798-3101

株式会社シティインデックスイレブンスからの書簡及びプレスリリース
についての当社見解に関するお知らせ

当社は、2023年11月10日付けで、株式会社シティインデックスイレブンス、株式会社南青山不動産及び野村絢氏（以下、株式会社南青山不動産及び野村絢氏を総称して「大規模買付者」といい、大規模買付者及び株式会社シティインデックスイレブンスを総称して「大規模買付者ら」といいます。）から連名による書簡（別紙参照。以下「本書簡」といいます。）を受領し、本書簡の概要を同日同社 HP 上で公表していることを確認いたしました。

大規模買付者らは、本書簡において、当社の株主還元方針に対して

- ① 単年度で6割の総還元性向とすること
- ② 自己資本が6,000億円を超えた場合、それを超えた分は全て株主に還元すること

を要請しており、本要請を了承し、公表すれば、大規模買付者らが本年7月27日付けで提出した大規模買付行為等趣旨説明書（以下「本趣旨説明書」といいます。）を取り下げるとしております。

当社は、本中計〔当社注：2023年3月23日に当社が公表した2023年度から3ヵ年の第7次連結中期経営計画〕において、下記の株主還元方針を掲げております。

- (ア) 3ヵ年累計で総還元性向60%以上
- (イ) 年間配当250円/株以上（2023年8月時点）
- (ウ) 本中計期間中に財務健全性が目標（自己資本6,000億円、ネットD/Eレシオ1.0倍）達成時は、超過分を原則追加還元

上記(ウ)のとおり、大規模買付者らが要請する②については、既に当社は原則実施することを明言していることから、大規模買付者らの要請は、実質的に、上記(ア)3ヵ年累計で総還元性向60%以上の実行に対して、3ヵ年累計ではなく単年度で実行するものであると理解しております。

当社としては、当社の株主還元方針が、総還元性向60%以上の実行期間が3ヵ年累計であることも含めて、中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上のために真摯に検討し

策定したものであることから、本要請を了承することはできないと考えております。

この点、株主の皆様にご正確かつ十分な情報提供を行うことで、2023年12月14日に開催される当社臨時株主総会（以下「本臨時総会」といいます。）における議決権の行使に際しての適切な判断の環境を整える観点から、当社としての意見を下記にてお知らせいたします。

当社は、既に、当社独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、本趣旨説明書に記載された大規模買付行為等（以下「本大規模買付行為等」といいます。）の実行は受け入れられないものと判断し、本年11月9日から本臨時総会の招集通知の電子提供措置を開始しております。なお、本臨時総会の詳細については、2023年10月24日付け「臨時株主総会の開催及び付議議案の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本書簡は、上記招集通知の電子提供後に公表されておりますが、本来このような主張は本趣旨説明書に記載すべき内容で、少なくとも本対応方針における情報提供手続の中で言及・説明されることが、株主の皆様にご正確な判断を促す観点からも適切であったと考えております。

株主の皆様におかれましては本大規模買付行為等の実行を受け入れるべきか否かについて、当社と大規模買付者らのいずれが中長期的な企業価値ないし株主共同の利益の向上に資するののかとの観点から、本臨時総会にて適切にご判断を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 当社の株主還元方針は中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上のために真摯に検討したものであること

当社は、本中計において、株主還元、財務健全性、資本効率のいずれも欠けることなく、三位一体で実行していくことで企業価値の最大化を目指しております。当社のこのような方針は、株主還元が極めて重要なことはもちろん、過去に東日本大震災や原油価格の大幅下落に伴う在庫評価損失の計上などにより大幅に毀損した財務健全性を一定以上の水準（A格以上の信用格付け）に改善し維持すること、市場が求める資本コストを上回る資本効率を実現することの全てが優劣なく重要であるとの考えに基づくものです。

再掲となりますが、当社の株主還元方針は、

- (ア) 3ヵ年累計で総還元性向 60%以上
- (イ) 年間配当 250円/株以上（2023年8月時点）
- (ウ) 本中計期間中に財務健全性が目標（自己資本 6,000億円、ネット D/E レシオ 1.0 倍）達成時は、超過分を原則追加還元

であり、業界他社と比してより踏み込んだ方針であると考えております。

上記(ア)に対し、大規模買付者らは、「単年度で 6 割の総還元性向とすること」を要請しておりますが、当社が総還元性向の実行を「3 ヶ年累計」としたことは、事業特性上発生する原油価格や市場環境による収益のボラティリティ、投資発生のタイミングなどを十分に見極めて還元を実行することが、成長投資や安定的な配当の実現等の観点から、当社の企業価値向上に最善であると判断したためであり、徒に還元実行を遅らせることは意図しておりません。その証左として、事業環境を睨みつつ、2023 年 8 月には増配及び下限配当の改善（年間配当・中計期間中の下限配当ともに 200 円/株から 250 円/株へ変更）、同年 11 月には更なる増配（年間配当 250 円/株から 300 円/株）を順次公表しており、中長期的な企業価値ないし株主共同の利益向上を常に追求していく当社の姿勢をお示ししております。

2 大規模買付者らは過去から重要な主張を翻しており、株主の皆様を誤導しかねないこと

大規模買付者らは、2023 年 10 月 24 日付け「大規模買付者による当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果確定及び対抗措置発動に関する当社臨時株主総会における株主意思確認の議案上程についてのお知らせ」（以下「取締役会評価結果プレスリリース」といいます。）I の 3 記載のとおり、当社の必要自己資本額は最大で 5,000 億円であり、超過分については全額株主に還元すべきである旨言及しておりましたが、本書簡においては、自己資本について 6,000 億円を超えた分を還元すべきとしており（当社は従前より必要自己資本額を 6,000 億円以上と設定しており、大規模買付者らはこれまでの当社の説明や開示を通じ、この点をご理解いただいたうえ、本要請をされたものと考えております。）、重要な主張を翻しております。

また、取締役会評価結果プレスリリース I の 2（再生可能エネルギー子会社は当社グループ内に置きながら企業価値を高めるべきとの主張）及び I の 5（20%以上の当社株式を取得する意向はないとの主張）にも記載のとおり、大規模買付者らは過去にも複数回に亘り重要な主張を翻しております。このような大規模買付者らの主張の変転は当社の株主の皆様を混乱させ、誤導を招くことに加え、何より重要な方針・主張を具体的な説明なく翻すことは、大規模買付者らが今後さらに当社の経営に影響力を持った場合、どのような方針で当社と対話を行っていくのか、株主の皆様が正確に判断することを困難にするものと考えております。

大規模買付者らは、当初、取締役会評価結果プレスリリース I の 2 に記載のとおり、当社の事業について、例えば製油所の統廃合や原油開発事業の譲渡など、複数の提案可能性を主張しておりましたが、本書簡においては、事業に関する提案はなく、短期的な還元のみを要請しております。

当社としては、中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上には、短期的な還元のみならず中長期的な企業価値向上策が重要であると考えており、当社は、その点につき本中

計や 2023 年 11 月 8 日付けで公表した「企業価値向上に向けたロードマップ」等で具体的
にお示しております。

以 上

2023年11月10日

コスモエネルギーホールディングス株式会社
取締役会 御中

株式会社シティインデックスイレブンス
代表取締役 福島 啓修
株式会社南青山不動産
代表取締役 池田 龍哉
野 村 紳 約



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社が昨日付けで公表した、12月14日に予定されている臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）の招集通知を拝見いたしました。弊社らは、11月1日付け貴社取締役会宛書簡により、貴社が自己株式取得を行ってもこれに応じて貴社株式を貴社に売却するつもりはない旨を明確にお伝えいたしました。しかしながら、貴社はこれを無視し、招集通知の内容は弊社らがあたかもプレミアム付きの自社株買いを貴社に求めるかのように誤認されかねないものであり、かつ、弊社らに対する買収防衛策発動の重要な根拠として「プレミアム付きの自社株買いを実施せざるを得ない状況になる可能性があること」と言及されている点は誠に遺憾であり（これ以外の記載内容についても、株主を誤認させる内容が多々見受けられます。）、本総会において株主の判断を誤導する説明に基づき決議を強行しようとしている点、極めて問題であると言わざるを得ません。

11月8日の貴社の第2四半期決算発表に合わせて、貴社は今期の一株当たり配当予想を250円から300円に引き上げられましたが、同日の決算説明会においてアナリストから300円とした根拠についての質問や、上方修正後の2024年3月期の通期見通しに基づけば（自己株式取得を行わない前提で）一株当たり配当は400円を超えるはずであるとの指摘に対して、山田代表取締役社長からは「(中期経営計画の)最後に精算することはしない。早期に還元していきたい。」という中期経営計画発表時の説明を引用されたものの、質問自体に対する明確な回答はありませんでした。しかしながら、弊社らとの面談において、山田代表取締役社長が「(3事業年度累計は)受けが悪い」と仰った通り、貴社においては単年度での総還元性向6割をコミットし、実現することが株主価値向上に向けて重要であることを十分にご理解されているはずです。そうであれば、なぜ貴社はそれを実行に移されないのでしょうか。

弊社らとしましては、貴社が①単年度で6割の総還元性向とすること、②自己資本が6,000

億円を超えた場合、それを超えた分は全て株主に対して還元すること、この2点について貴社がコミットし、公表することを強く要請いたします。そして、貴社が上記2点についてコミットし、公表をした場合には、南青山不動産及び野村絢が7月27日付けで提出した大規模買付行為等趣旨説明書を取り下げる意向です。

貴社の株主価値向上は弊社らのみならず貴社のすべての株主が望んでいることであり、上記について真摯にご検討をいただきたく存じます。貴社経営陣におかれましては、自己保身ではなく、貴社の株主に誠実に向き合った意思決定をいただきたく宜しくお願い申し上げます。

敬具